

太田市新井町303番地スターマンションⅡB-9号

石井ジョアナファスティノ

平成25年11月20日付けで申請のありました各種学校設置者変更認可申請については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、認可します。

平成25年12月17日

群馬県知事 大澤 正 明



- 1. 変更理由 個人立学校から学校法人に移行するため
- 2. 学校の概要
 - (1) 目的 日本に輸入し居住する外国人を適材其用国民のうちに、本国におけると同様の教育機会を提供するとともに、併せて日本語及び日本国の風俗、歴史、文化等を学ぶことによって同国の友好親善に寄与すべき人材を育成する
 - (2) 学校の名称 エスコーラ・パラレロ各種学校
 - (3) 課程の名称 幼児教育、基本教育(低学年)、基本教育(高学年)、高等教育
 - (4) 位 置 太田市新井町303番地2
- 3. 変更時期 平成26年1月1日
- 4. 添付書類(別紙)
 - (1) 学則
 - (2) 新設置者(法人の場合は理事長)の履歴書
 - (3) 教職員の名簿(組織・名簿)
 - (4) 施設の概要
 - ・権利関係を証する書類添付(登記事項証明書、売買契約書(写)等)
 - (5) 財産目録
 - (6) 経費の見積り及び維持方法(収支予算書等)
 - (7) 理事会・評議員会等決議書(写)
 - (8) 寄附行為(定款)(現行のもの)
 - (9) 法人登記事項証明書
 - (10) 役員名簿
 - (11) その他必要と認められる書類

- (注1) 各種学校の場合には、「各種学校」に書き換えてください。
- (注2) 法人立の学校は、別途、寄附行為(定款)変更の手続き等が必要になります。また、個人立学校等から(準)学校法人を設立し、設置者を変更しようとする場合は、別途、寄附行為変更認可申請の手続きが必要です。
- (注3) 各種学校の場合、設置法令を「学校教育法第134条第2項において準用する同法第4条」に書き換えてください。
- (注4) 添付書類の作成様式は、原にご相談ください。

- *個人立学校設置者が死亡した場合
 - ① 新設置者の押印は省略可
 - ② その他必要と認められる書類は、以下のものを添付してください。
 - ・旧設置者の除籍簿本
 - ・遺言分割協議書等遺言の相続関係を証明する書類(協議書作成がされていない場合は、相続人全員の同意書(当該学校の財産相続について異議がない旨を表明した書面))
 - ・協議書・同意書等に押印された相続人全員の同意証明書
 - ・相続関係説明図
 - ・相続人であることを承認する書類(戸籍簿本、市町村長の相続人の証明書等)